

# 新規就農条件整備支援事業

新たに営農を開始する40歳以上の新規就農者に対して、  
機械・施設の購入費用の一部を助成  
補助率: 1/3(上限額200万円)

## 1 助成対象者

以下の要件をすべて満たす方

- (1) 平成20年7月1日以降に営農を開始した方又は22年3月31日まで営農開始を予定している方で、申請日時点で40歳以上65歳未満の方
- (2) 認定就農者、又は認定就農者に準ずる者として営農計画の認定を受けた方

※ ただし、国の新規就農定着促進事業の助成を受けた方、(財)やまがた農業支援センターのニューファーマー経営安定加速事業の奨励金の貸与を受けた方は、本事業の助成を受けることはできません。

## 2 助成対象経費

以下の要件をすべて満たす機械・施設等の購入費用

- (1) 助成対象者が自らの経営において使用する機械・施設等であること
- (2) 就農計画、又は新規就農者営農計画の内容に即した機械・施設等であること。

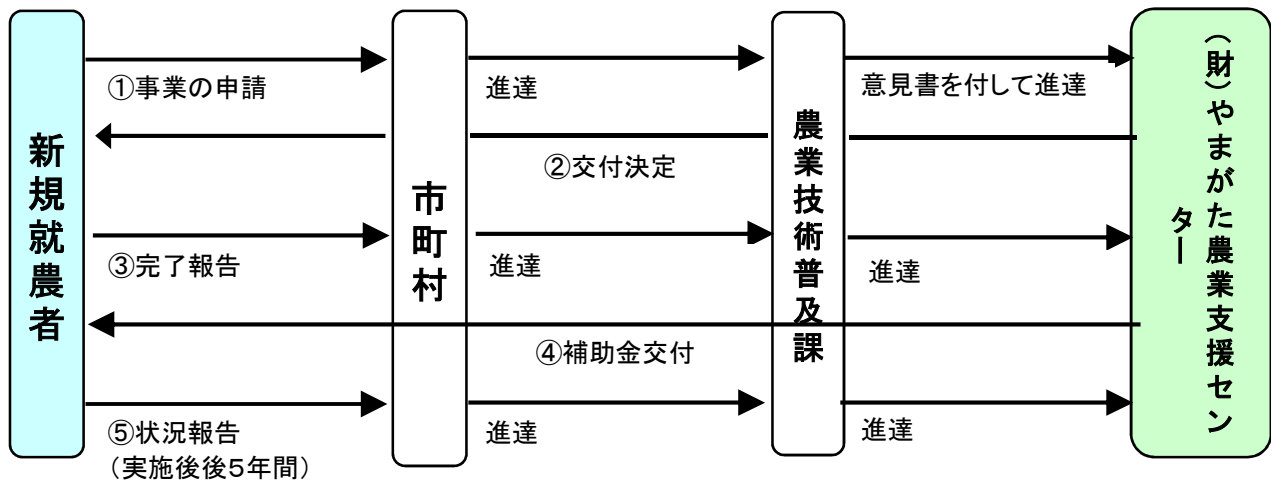
(例) トラクター、コンバイン、ビニールハウス、暖房機、集出荷施設等

※ 農業以外への汎用性の高いパソコン、ショベルローダー等は対象外となります。

※ 中古機械も助成対象となります。(ただし、中古施設の取得は対象外)

## 3 事業の主な流れ

※ 申請書類の作成に当たっては、事前に最寄りの各農業技術普及課で指導を受けてください。



【お問合せ】  
財団法人やまがた農業支援センター  
電話 023-641-1117